



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 土地改良区の定款の変更の認可（村づくり計画課） 1
- 区営土地改良事業計画変更の適当の決定（村づくり計画課） 1
- 区営土地改良事業計画変更の認可・2件（村づくり計画課） 1
- 民有保安林の指定の予定（森林管理課） 2
- 民有保安林の指定の解除の予定（森林管理課） 2
- 土砂災害特別警戒区域の指定（海岸防災課） 3

公安委員会事項

- 沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例の規定による安全対策優良海域
レジャー提供業者の指定 4

告 示

沖縄県告示第418号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

平成30年11月 2日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 土地改良区の名称 羽地大川土地改良区
- 2 認可年月日 平成30年10月23日

沖縄県告示第419号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、久米島町仲里土地改良区から申請のあった久米島町仲里土地改良区地区土地改良事業（農業用排水施設・農業用道路）計画の変更について、平成30年10月22日その申請を適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成30年11月 2日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 縦覧に供する書類 土地改良事業変更計画書及び定款の写し
- 2 縦覧に供する期間 平成30年11月 5日から同年12月 3日まで
- 3 縦覧に供する場所 久米島町役場
- 4 その他 この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

沖縄県告示第420号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、区営土地改良事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成30年11月 2日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 土地改良事業を行う者の名称 伊是名村土地改良区
- 2 地区名及び事業名
 - (1) 地区名 伊是名村土地改良区地区
 - (2) 事業名 土地改良事業（農業用排水施設・農業用道路）
- 3 認可年月日 平成30年10月23日

沖縄県告示第421号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、区営土地改良事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成30年11月2日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 土地改良事業を行う者の名称 羽地大川土地改良区
- 2 地区名及び事業名
 - (1) 地区名 羽地大川土地改良区地区
 - (2) 事業名 土地改良事業（農業用排水施設）
- 3 認可年月日 平成30年10月23日

沖縄県告示第422号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

平成30年11月2日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 指定予定保安林の所在場所 名護市字喜瀬伊部原1992番・1993番・2009番1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 潮害の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課において縦覧に供する。）

沖縄県告示第423号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成30年11月2日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 解除予定保安林の所在場所 宮古島市伊良部字伊良部北下地1494番1・1494番3・1494番5・1494番8（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県宮古農林水産振興センター農林水産整備課において縦覧に供する。）

沖縄県告示第424号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成30年11月2日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
有銘(1)－1	東村字有銘の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
有銘(1)－2	東村字有銘の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
有銘(1)－3	東村字有銘の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
有銘(2)	東村字有銘の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
有銘(3)	東村字有銘の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
有銘(4)	東村字有銘の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
有銘(5)－1	東村字有銘の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
有銘(5)－2	東村字有銘の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
有銘(6)－1	東村字有銘の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
有銘(6)－2	東村字有銘の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
有銘(6)－3	東村字有銘の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
有銘(7)	東村字有銘の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
有銘(9)	東村字有銘の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
有銘(10)	東村字有銘の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
有銘(11)	東村字有銘の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
有銘(12)－1	東村字有銘の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
有銘(12)－2	東村字有銘の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
有銘(12)－3	東村字有銘の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

有銘13	東村字有銘の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
川田(1)-1	東村字川田の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
川田(1)-2	東村字川田の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
川田(2)	東村字川田の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
川田(3)	東村字川田の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
慶佐次	東村字慶佐次の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
高江(1)-1	東村字高江の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
高江(1)-2	東村字高江の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
高江(1)-3	東村字高江の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
高江(1)-4	東村字高江の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
高江(1)-5	東村字高江の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
高江(1)-6	東村字高江の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
高江(2)	東村字高江の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
高江(3)	東村字高江の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
有銘303-A14-14	東村字石田の区域のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
有銘303-A14-32	東村字有銘の区域のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
有銘川303-B14-29	東村字有銘の区域のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
慶佐次川303-A15-01	東村字慶佐次の区域のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び東村役場において縦覧に供する。)

公安委員会事項

沖縄県公安委員会告示第244号

沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例（平成5年沖縄県条例第29号）第18条第1項の規定により、安全対策優良海域レジャー提供業者を次のとおり指定したので、同条第6項の規定により告示する。

平成30年11月2日

沖縄県公安委員会

業種	事業所名	業者名	指定期間
海水浴場	オクマビーチ	株式会社琉球ホテルリゾートオクマ (代表取締役) 佐藤健人	平成30年9月27日から 平成31年9月26日まで
プレジャー ボート提供業	備瀬マリンレジャー	株式会社備瀬観光企画 (代表取締役) 稲嶺文三	平成30年8月10日から 平成31年8月9日まで
	株式会社琉球ホテル リゾートオクマ	株式会社琉球ホテルリゾートオクマ (代表取締役) 佐藤健人	平成30年8月23日から 平成31年8月22日まで
	有限会社NEWS	有限会社NEWS (代表取締役) 万田寿也	同上
	ネイチャーサービス マハエ	ネイチャーサービスマハエ (代表) 木下彰	同上
	マリンアイランド	マリンアイランド (代表者) 徳田直司	同上
	有限会社うみあつ チャー	有限会社うみあつチャー (代表) 中川隆行	平成30年9月14日から 平成31年9月13日まで
	西表島カヌーツアー 風車	合同会社風車 (代表社員) 大谷修一	同上
	瀬長島マリンサー ビス	株式会社ナギ (代表取締役) 稲村雅司	平成30年9月27日から 平成31年9月26日まで
	パラダイス倶楽部	株式会社大江戸商事 (代表取締役) 高澤俊幸	同上
	有限会社ウエストマ リン	有限会社ウエストマリン (代表取締役) 國吉健	同上
	ブルーアイズ	株式会社Blue Eyes (代表取締役) 島袋友聡	同上
	有限会社ニライカナ イ	有限会社ニライカナイ (代表取締役) 加蘭明宏	平成30年10月6日から 平成31年10月5日まで
	西表島コロンプス	西表島コロンプス (代表者) 前田博文	同上
株式会社マレア・ク リエイト	株式会社マレア・クリエイト (代表取締役) 鳥居敏	同上	
潜水業	ザンマリン	ザンマリン (代表者) 玉城善忠	平成30年8月10日から 平成31年8月9日まで
	沖縄ダイビングサー ビス バナナリーフ	有限会社バナナリーフ (代表取締役) 神谷和樹	同上
	キープブルー	株式会社キープブルー (代表取締役) 井上尚志	同上
	ラピスマリンスポ ーツ	ラピスマリンスポーツ (代表者) 伊藤朋宏	同上
	株式会社琉球ホテル リゾートオクマ	株式会社琉球ホテルリゾートオクマ (代表取締役) 佐藤健人	平成30年8月23日から 平成31年8月22日まで
	有限会社NEWS	有限会社NEWS	同上

		(代表取締役) 万田寿也	
ココオーシャン	ココオーシャン (代表者) 小林宏至		同上
CHABA G u a	CHABA G u a (代表者) 小林宏行		同上
瀬長島マリンサービス	株式会社ナギ (代表取締役) 稲村雅司		平成30年9月27日から 平成31年9月26日まで
パラダイス倶楽部	株式会社大江戸商事 (代表取締役) 高澤俊幸		同上
株式会社アイランド倶楽部	株式会社アイランド倶楽部 (代表取締役) 今日一良		同上

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号
---	--



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 土地改良区の地定款変更認可（村づくり計画課.....）
- 1 営の事業の適当更1 営決・画課..... 2
- 件民有保土安林指事業の予地更森管理有画課..... 2

解 公 告

- 除砂災害特別警の適当の戒域更海害岸防3 沖画課..... 2
- 縄県防水の難故の止認く更及び（縄県防画課..... 遊
- 泳者等変全確にの関す更る条画課..... 例

安委員会事員項

- 規よ対策優泳防 レジャー砂提の供4 砂提 例

告 示

沖縄県告示第482号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成30年12月18日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 指定の場所で行う定期検査

特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり

検査地区	検査期日	検査場所
南城市大里字稲嶺、大里字大里、大里字大城、大里字平良、大里字高平、大里字仲間、大里字古堅、大里字嶺井、知念字安座真、知念字海野、知念字久高、知念字久手堅、知念字久原、知念字具志堅、知念字志喜屋、知念字知名、知念字知念、知念字山里及び知念字吉富	平成31年2月4日（月曜日） 午前10時から午後3時まで	南城市海洋体験施設イノー館
	平成31年2月5日（火曜日） 午前11時から午後3時まで	久高島離島振興総合センター
	平成31年2月14日（木曜日） 午前10時から午後3時まで	南城市大里農村環境改善センター
嘉手納町	平成31年2月13日（水曜日） 午前10時から午後3時まで	嘉手納町役場
北谷町	平成31年2月15日（金曜日） 午前10時から午後3時まで	北谷町商工業研修等施設
豊見城市	平成31年2月18日（月曜日） 午前10時から午後3時まで	豊見城市役所4階第1会議室
西原町	平成31年2月25日（月曜日） 午前10時から午後3時まで	西原町町民交流センター
八重瀬町	平成31年2月27日（水曜日） 午前10時から午後3時まで	八重瀬町役場

読谷村	平成31年2月28日（木曜日） 午前10時から午後3時まで	読谷村役場
-----	----------------------------------	-------

注意 検査時間のうち、午後零時から午後1時までの時間については、検査を行わない。

2 特定計量器の所在の場所で行う定期検査 実施なし

沖縄県告示第483号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県南部土木事務所において、平成30年12月18日から平成31年1月10日まで一般の縦覧に供する。

平成30年12月18日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 糸満与那原線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	与那原町字東浜107番地から 与那原町字東浜88番2まで	30.0m ～ 53.5m	151.9m
新	与那原町字東浜107番地から 与那原町字東浜88番2まで	30.0m ～ 30.0m	151.9m

沖縄県告示第484号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成30年12月18日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
外間	八重瀬町字外間の区域のうち、 次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び八重瀬町役場において縦覧に供する。）

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

なお、関係書類は、平成30年12月18日から平成31年4月18日までの間、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び那覇市経済観光部商工農水課において縦覧に供する。

平成30年12月18日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 アクロスプラザ古島駅前 那覇市銘苅1丁目70番1号ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 大和情報サービス株式会社 東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号 代表取締役 藤田勝幸、芙蓉総合リース株式会社 東京都千代田区神田三崎町三丁目3番23号 代表取締役 辻田泰徳
- 3 届出年月日 平成30年11月19日

- 4 変更した事項 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
変更前 大和情報サービス株式会社 東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号 代表取締役 藤田勝幸
変更後 大和情報サービス株式会社 東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号 代表取締役 藤田勝幸、
芙蓉総合リース株式会社 東京都千代田区神田三崎町三丁目3番23号 代表取締役 辻田泰徳
- 5 変更の年月日 平成29年7月4日
- 6 意見書の提出方法及び提出期限
- (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
- (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部中小企業支援課に提出すること。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

平成30年12月18日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 (1) 処分をした年月日 平成30年11月2日
(2) 商号名 有限会社協永プラン
(3) 代表者名 屋慶名啓市
(4) 所在地 那覇市寄宮2丁目29番3号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-26）第9671号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成30年10月3日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成30年11月2日
(2) 商号名 桐和空調設備株式会社
(3) 代表者名 名嘉正隆
(4) 所在地 那覇市曙1丁目8番1号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-29）第12094号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業及び消防施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成30年10月10日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業及び消防施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成30年11月9日
(2) 商号名 浜興
(3) 代表者名 濱里亮
(4) 所在地 読谷村字比謝436番地2 7号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-29）第12201号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成30年10月16日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成30年11月9日
(2) 商号名 崎原鉄筋工業
(3) 代表者名 崎原司
(4) 所在地 北谷町字北前259番地ハウスN o. 196
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-26）第10701号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成30年10月17日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。

- 5(1) 処分をした年月日 平成30年11月9日
(2) 商号名 ユキ設備
(3) 代表者名 具志堅忍
(4) 所在地 浦添市仲間一丁目22番2号第一武商マンション101号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-26)第11708号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成30年10月17日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 6(1) 処分をした年月日 平成30年11月20日
(2) 商号名 有限会社永勝建設
(3) 代表者名 池間和広
(4) 所在地 宮古島市平良字下里1405番地1
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-25)第1389号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成30年10月15日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 7(1) 処分をした年月日 平成30年11月20日
(2) 商号名 有限会社仲技建
(3) 代表者名 仲田清徳
(4) 所在地 宜野座村字漢那143番地
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-29)第8633号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち電気工事業及び管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成30年10月19日付けで、建設業法第12条に基づき電気工事業及び管工事業を廃止した旨の届出があった。
- 8(1) 処分をした年月日 平成30年11月20日
(2) 商号名 安里建設工業株式会社
(3) 代表者名 安里清次
(4) 所在地 那覇市首里石嶺町3丁目259番地
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-29)第3507号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成30年10月23日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 9(1) 処分をした年月日 平成30年11月20日
(2) 商号名 古謝建設
(3) 代表者名 古謝博之
(4) 所在地 那覇市首里久場川町2丁目140番地1
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-27)第10836号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成30年10月26日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 10(1) 処分をした年月日 平成30年11月20日
(2) 商号名 博建設
(3) 代表者名 屋嘉博
(4) 所在地 うるま市字赤道328番地
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-25)第11450号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成30年10月26日付けで、建設業法第12条に基づき内装仕上工事業を廃止した旨の届出があった。

沖縄県環境影響評価条例（平成12年沖縄県条例第77号）第36条の規定により、事後調査報告書を作成したので、同条例第38条の規定により、次のとおり当該事後調査報告書を縦覧に供する。

平成30年12月18日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - (1) 名称 沖縄県
 - (2) 代表者の氏名 沖縄県知事 玉城康裕
 - (3) 主たる事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 2 対象事業の名称、種類及び規模
 - (1) 名称 儀間川総合開発事業
 - (2) 種類 ダムの設置の事業
 - (3) 規模 総貯水面積11.7ヘクタールのダムの建設
- 3 対象事業が実施されるべき区域 久米島町
- 4 事後調査の実施期間 平成29年7月1日から平成30年6月30日まで
- 5 事後調査報告書の縦覧場所、期間及び時間
 - (1) 縦覧場所
 - ア 沖縄県土木建築部河川課 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2404
 - イ 沖縄県土木建築部南部土木事務所ダム管理担当 那覇市旭町116番地37 電話番号098-869-8291
 - ウ 久米島町環境保全課 久米島町字比嘉2870番地 電話番号098-985-7126
 - (2) 期間 平成30年12月18日から平成31年1月22日まで（土曜日、日曜日、休日並びに平成30年12月31日、平成31年1月2日及び同月3日を除く。）
 - (3) 時間 午前9時から午後5時まで
- 6 その他参考となる事項 なし
- 7 この公告及び縦覧に関する問合せ先
 - (1) 沖縄県土木建築部河川課 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2404
 - (2) 沖縄県土木建築部南部土木事務所ダム管理担当 那覇市旭町116番地37 電話番号098-869-8291

病院事業局事項

沖縄県病院事業局管理規程第15号

沖縄県病院事業局職員服務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年12月18日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 我那覇 仁

沖縄県病院事業局職員服務規程の一部を改正する規程

沖縄県病院事業局職員服務規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「職務専念義務免除承認申請書（第2号様式）を」を「勤務管理システム（局長が定める職員にあっては、職務専念義務免除承認申請書（第2号様式）により）」により、「提出」を「申請」に改め、同条第2号中「職務専念義務免除承認申請書（第2号様式）を」を「勤務管理システム（局長が定める職員にあっては、職務専念義務免除承認申請書（第2号様式）により）」により、「職務専念義務免除承認申請簿（第3号様式）を」を「勤務管理システム（局長が定める職員にあっては、職務専念義務免除承認申請簿（第3号様式）により）」により、「提出」を「申請」に改め、同条第3号中「提出」を「申請」に改める。

第10条第1項を次のように改める。

職員は、就業規程第24条第1項の規定に基づき、育児部分休業の承認を受けようとするときは、勤務管理システム（局長が定める職員にあっては、育児部分休業承認請求書（第9号様式））により、あらかじめ所属長に請求しなければならない。この場合において、職員は、請求に係る子の氏名、生年月日及び職員との続柄等を証明する書類を所属長に提出しなければならない。

第10条第2項中「育児部分休業変更届出書（第10号様式）を遅滞なく」を「遅滞なく勤務管理システム（局長が定める職員にあっては、育児部分休業変更届出書（第10号様式））により、」に改める。

第13条の次に次の1条を加える。

（振替及び割振り変更）

第13条の2 所属長は、就業規程第4条第4項の規定に基づき、勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を特に勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は勤務日の勤務時間のうち半日勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該半日勤務時間を特に勤務することを命ずる必要がある日に割り振ろうとするときは、勤務管理システム（局長が定める職員にあっては、局長が定める様式）により行わなければならない。

第15条中「代休日指定簿（第18号様式）」を「勤務管理システム（局長が定める職員にあっては、代休日指定簿（第18号様式））」に改める。

第16条第1項中「有給休暇簿（第19号様式）」を「勤務管理システム（局長が定める職員にあっては、有給休暇簿（第19号様式））」に、「願い出て」を「請求し」に改め、同条第2項中「、とりあえず」を削り、「すみやかに前項の簿冊」を「速やかに勤務管理システム（局長が定める職員にあっては、有給休暇簿（第19号様式））」に改める。

第17条を次のように改める。

（組合休暇の承認）

第17条 組合休暇を受けようとする職員は、勤務管理システム（局長が定める職員にあっては、組合休暇承認申請書（第20号様式））により所属長に請求し、その承認を受けなければならない。この場合において、職員は、職員団体からの依頼書を所属長に提出しなければならない。

第18条第1項中「あらかじめ介護休暇簿（第21号様式）により所属長に請求しなければ」を「勤務管理システム（局長が定める職員にあっては、介護休暇簿（第21号様式））によりあらかじめ所属長に請求し、その承認を受けなければ」に改める。

第18条の2第1項中「介護時間簿（第21号様式の2）」を「勤務管理システム（局長が定める職員にあっては、介護時間簿（第21号様式の2））」に改める。

第19条第2項中「欠勤簿（第22号様式）」を「勤務管理システム（局長が定める職員にあっては、欠勤簿（第22号様式））」に、「欠勤簿に」を「勤務管理システム（局長が定める職員にあっては、欠勤簿）に」に改める。

第26条中「時間外勤務及び休日勤務命令簿（第25号様式）」を「勤務管理システム（局長が定める職員にあっては、時間外勤務及び休日勤務命令簿（第25号様式））」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成31年1月1日から施行する。

（経過措置）

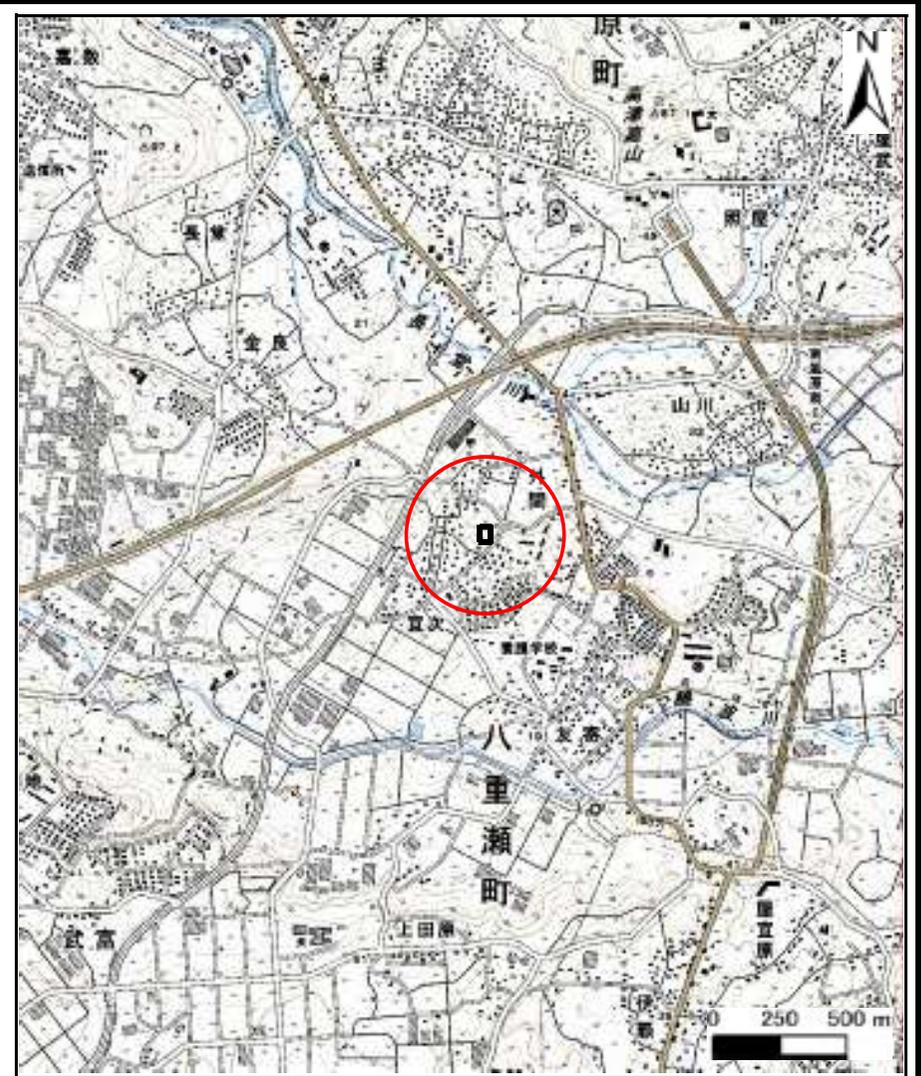
2 沖縄県立北部病院、沖縄県立中部病院、沖縄県立南部医療センター・こども医療センター、沖縄県立宮古病院及び沖縄県立八重山病院に勤務する職員については、この規程の施行の日から平成31年3月31日までの間、改正後の沖縄県病院事業局職員服務規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

<p>発行所 沖 縄 県 総 務 部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号</p>
--	--

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その1)



(1/200,000)

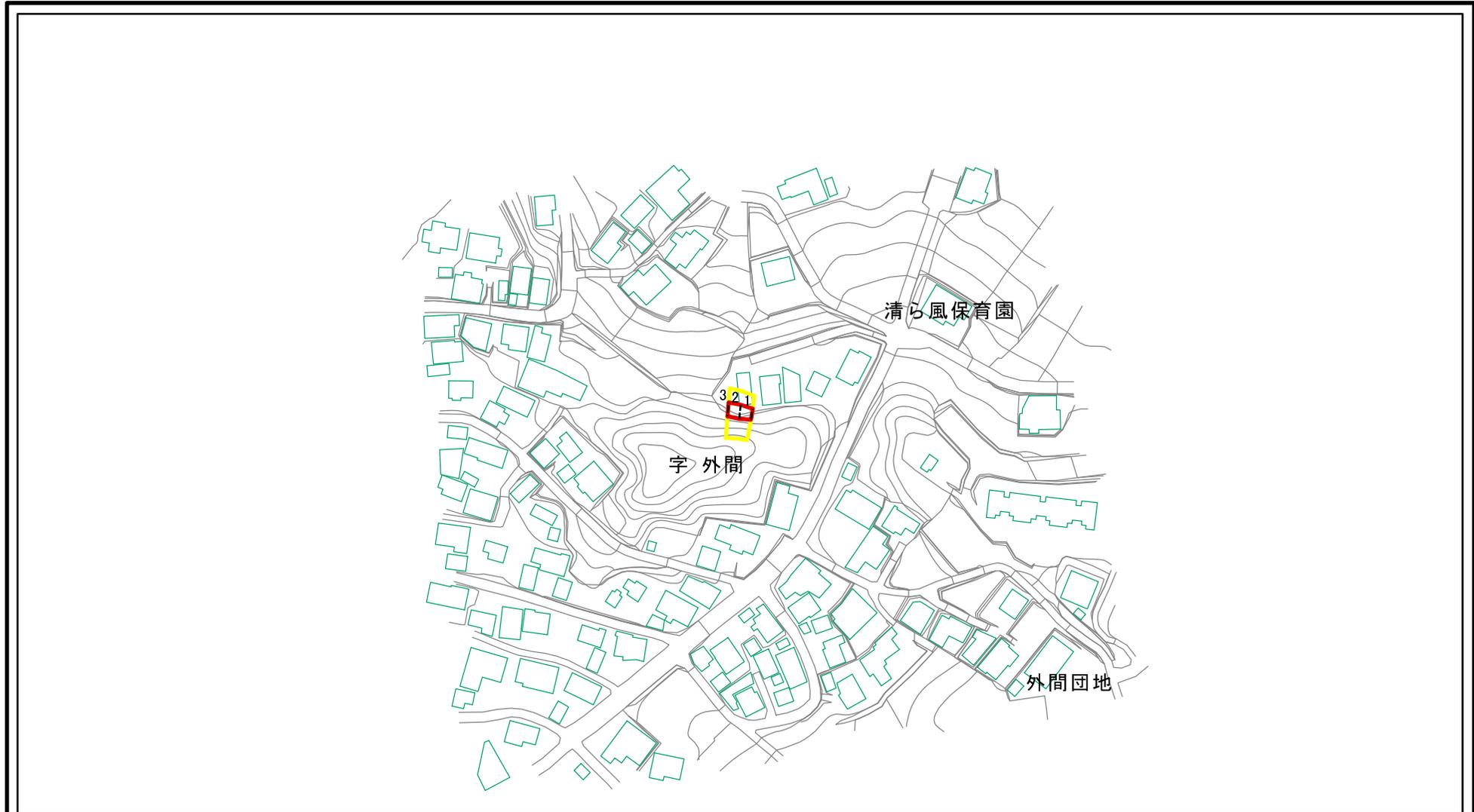


(1/25,000)

様式-1(急) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 位置図	自然現象の種類	急傾斜の崩壊
	箇所番号	Ⅱ-232
	箇所名	外間
	所在地	八重瀬町東風平大字外間小字外間原

この地図は、国土地理院の承認を得て、同院発行の20万分の1・2万5千分の1の地形図を複製したものである。(承認番号 平20業複、第224号)

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2)



様式-2(急) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 区域図(その1)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		 縮尺 1:2,500	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	II-232
	土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域			告示番号	沖縄県告示第484号	箇所名	外間
	それ以外の区域			告示年月日	平成30年12月18日	所在地	八重瀬町東風平大字外間小字外間原

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2-1)



様式-2-1(急) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 区域図(その2)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		 縮尺 1:1,000	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	II-232
	土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/mを超える区域 土石等の堆積の高さが3mを超える区域 それ以外の区域		告示番号	沖縄県告示第484号	箇所名	外間
				告示年月日	平成30年12月18日	所在地	八重瀬町東風平大字外間小字外間原